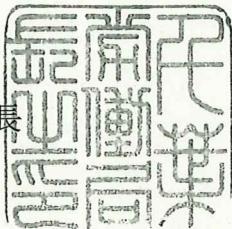


千労発雇均 0627 第 5 号  
令和 6 年 6 月 27 日

各団体の長 殿

千葉労働局長



### 夏季における年次有給休暇の取得促進について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和5年10月31日公表の「令和5年就労条件総合調査」の結果によると、令和4年に62.1%と、前年より3.8ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%以上とは乖離があります。

また、労働基準法の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上の年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度については、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

このため千葉労働局では、この夏季における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨をご理解の上、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願ひいたします。

なお、本リーフレット等は以下に掲載されていますので、併せてご活用ください。

- 「働き方・休み方改善ポータルサイト」内「年次有給休暇取得促進特設サイト」  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



(担当)  
千葉労働局 雇用環境・均等室 南  
電話：043-221-2307

(文例)

心身ともにリフレッシュ。

この夏は休みをつなげて

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。  
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

### 事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。